令和元年12月 西之表市農業委員会定例総会 議事録

- 1. 開催日時 令和元年12月20日 金曜日 15時00分開会
- 2. 開催場所 西之表市役所 議会棟3階 第3委員会室
- 3. 出席委員 14名

職	名	議席番号	氏	名	職	名	議席番号	氏	名
会	長	4番	脇田	峰生	職務代	理者	8番	日笠	山隆
委	員	1番	上妻	カ	委	員	2番	中村	正幸
"	1	3番	深田	広文	"		5番	羽生	友保
"	1	6番	杉	為昭	"		7番	鮫島	繁樹
"	1	9番	牛越	紀幸	"		10番	坂本	江里子
"	1	11番	岩本	延男	"		12番	河本	アツミ
"	1	13番	石寺	政和	"		14番	日高	仙三

- 4. 欠席委員 0名
- 5. 日 程 表
- (1)開 会
- (2)開会挨拶
- (3)議事
 - 日程第1 議事録署名委員の指名
 - 日程第2 報告第5号 合意解約等について
 - 日程第3 議案第33号 農地法第3条の規定による許可について
 - 日程第4 議案第34号 農業振興地域整備計画変更 (除外) に係る意 見について
 - 日程第5 議案第35号 非農地証明について

日程第6 議案第36号 荒廃農地の非農地判断について

日程第7 議案第37号 農用地利用集積計画策定に係る意見について

(4)その他

(5)閉 会

		15 時 00 分開会
次第	発 言 者	内容
1. 開 会	事務局長	定数、定足数に達しておりますので、ただいまから令和元年
		12月西之表市農業委員会定例総会を開催いたします。
		開会に当たりまして、会長にごあいさつをいただき、その後、
2. 開会挨拶	会長	議事進行をお願いいたします。 (会長挨拶)
3. 議 事	議長	それでは、まず、本日の日程は配付しております議事日程の
J. 1132	P. 20	とおりであります。
日程第1	議長	日程第1、西之表市農業委員会会議規定第10条に規定する
議事録署名委 員の指名		議事録署名委員の指名を行います。
		10番、坂本委員、11番、岩本委員を指名いたします。
日程第2 報告第5号	議長	続きまして日程第2、報告第5号「合意解約等について」事
	 事務局	務局に報告を求めます。 日程第2、報告第5号「合意解約等について」説明いたしま
	 	「住弟2、報告弟5万「合息解約寺について」説明いたしま す。
		」。
		今月の合意解約は1番から7番の7件で、台帳現況地目田及
		び畑の11筆、31,622平米の合意解約がありました。
		以上で説明を終わります。
日程第3	議長	はい、それではただいまから議案審議に入ります。
議案第33号		日程第3、議案第33号「農地法第3条の規定による許可に
		ついて」を議題といたします。
		事務局議案説明をお願いします。
	事務局	日程第3、議案第33号「農地法第3条の規定による許可に
		ついて」を説明いたします。資料は3ページです。
		今月は、使用貸借権設定1件、所有権移転1件、合計2件の申請がありました。
		1番です。国上中目地区です。台帳現況地目畑の1筆で、合
		計面積2,039平米を使用貸借により5年間借り受けるもの
		です。
		2番です。下西、塰泊地区です。台帳現況地目畑の1筆で、
		合計面積409平米を売買により所有権移転するものです。
		以上、1番2番については、農地法第3条第2項各号には該
		当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。
	举 旨	以上で説明を終わります。
	議長	ありがとうございました。 ただいま、事務局から説明がありました本案について担当委
		にたいま、事務何から説明かありました本条に ろい て担当安 員の報告をお願いします。
	12番委員	12番です。整理番号1について報告します。
		これは遊休農地解消対策事業を使っての申請です。2週間前
		借り人と現地を確認していましたので、15日は、推進員と確
		認をいたしました。
		借り人は、農業機械もほとんどそろっており、何ら問題はな
		いと思います。
		申請地には作付けできるようになったら、でん粉イモをつく
		ると言っておりました。 貸し人にも電話で確認をとっております。
		対し人にも電話で確認をとっております。 双方確認の結果、許可相当と考えます。よろしくお願いいた
I	L	

	19巫杀旦	10年7十年日0年11-11-11-11-11-11-11-11-11-11-11-11-11-
	13番委員	13番です。番号2番について説明いたします。
		16日、譲渡人譲受人双方立会いのもと、現地調査を行いま
		した。
		譲渡人は土地持ち非農家の方でございます。
		今回の所有権移転、最大の理由は、今回申請の農地に隣接し
		たところに、譲受人の畑があります。
		その畑に行く道路がなく困っているところでございます。
		今回申請の農地は、道路沿いにありますので、隣接する農地
		と一緒にして使いたいとのことです。
		申請地は現在、遊休農地状態ですので、整地をして自家用の、
		野菜などをつくりたいとのことです。
		ほか、申請どおり間違いないと思います。以上です。
	議長	ありがとうございました。
		ただいま事務局、また、担当委員のほうから報告がありまし
		た。
		皆さんのほうから何か質問御意見があったら挙手でお願い
		いたします。
		(質疑無し)
	 議長	無いようですので、質疑を終了して、これより議案第33号
		「農地法第3条の規定による許可について」を採決いたします。
		許可することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。
	·	(全員挙手)
	 議長	ありがとうございました。
	H400 C	全会一致で本案は、許可することに決定いたしました。
 日程第4	議長	続きまして日程第4、議案第34号「農業振興地域整備計画
議案第34号	H400 C	変更 (除外)に係る意見について」を一括審議いたします。
		事務局議案説明をお願いします。
	事務局	
		Ⅰ Ⅰ 提 単 4
	尹 伤 问	日程第4、議案第34号「農業振興地域計画変更に係る意見」について」を説明いたします。答料は4ページです
	争 伤 问	について」を説明いたします。資料は4ページです。
	争 伤 同	について」を説明いたします。資料は4ページです。 1番から3番は関連がありますので一括して説明いたしま
	事 伤 问	について」を説明いたします。資料は4ページです。 1番から3番は関連がありますので一括して説明いたします。
	争伤问	について」を説明いたします。資料は4ページです。 1番から3番は関連がありますので一括して説明いたします。 申請地は、榕城岳之田地区の土地4筆で、台帳原野及び宅地、
	事 伤 问	について」を説明いたします。資料は4ページです。 1番から3番は関連がありますので一括して説明いたします。 申請地は、榕城岳之田地区の土地4筆で、台帳原野及び宅地、現況地目宅地、面積2,544平米であります。
	事 伤 问	について」を説明いたします。資料は4ページです。 1番から3番は関連がありますので一括して説明いたします。 申請地は、榕城岳之田地区の土地4筆で、台帳原野及び宅地、現況地目宅地、面積2,544平米であります。 申請理由といたしましては、1番の土地を売買しようとした
	争伤问	について」を説明いたします。資料は4ページです。 1番から3番は関連がありますので一括して説明いたします。 申請地は、榕城岳之田地区の土地4筆で、台帳原野及び宅地、 現況地目宅地、面積2,544平米であります。 申請理由といたしましては、1番の土地を売買しようとした ところ、農用地区域からの除外が必要であることが判明し、隣
	事 伤 问	について」を説明いたします。資料は4ページです。 1番から3番は関連がありますので一括して説明いたします。 申請地は、榕城岳之田地区の土地4筆で、台帳原野及び宅地、現況地目宅地、面積2,544平米であります。 申請理由といたしましては、1番の土地を売買しようとしたところ、農用地区域からの除外が必要であることが判明し、隣接地も確認したところ、隣接地も除外が必要であることが判明
	事 伤 问	について」を説明いたします。資料は4ページです。 1番から3番は関連がありますので一括して説明いたします。 申請地は、榕城岳之田地区の土地4筆で、台帳原野及び宅地、 現況地目宅地、面積2,544平米であります。 申請理由といたしましては、1番の土地を売買しようとした ところ、農用地区域からの除外が必要であることが判明し、隣 接地も確認したところ、隣接地も除外が必要であることが判明 したため、早急に手続を行おうとするものであります。
	争伤问	について」を説明いたします。資料は4ページです。 1番から3番は関連がありますので一括して説明いたします。 申請地は、榕城岳之田地区の土地4筆で、台帳原野及び宅地、現況地目宅地、面積2,544平米であります。 申請理由といたしましては、1番の土地を売買しようとしたところ、農用地区域からの除外が必要であることが判明し、隣接地も確認したところ、隣接地も除外が必要であることが判明したため、早急に手続を行おうとするものであります。 なお、既に宅地造成工事を行っておりますので、始末書を添
	争伤问	について」を説明いたします。資料は4ページです。 1番から3番は関連がありますので一括して説明いたします。 申請地は、榕城岳之田地区の土地4筆で、台帳原野及び宅地、現況地目宅地、面積2,544平米であります。 申請理由といたしましては、1番の土地を売買しようとしたところ、農用地区域からの除外が必要であることが判明し、隣接地も確認したところ、隣接地も除外が必要であることが判明したため、早急に手続を行おうとするものであります。 なお、既に宅地造成工事を行っておりますので、始末書を添付し農林水産課へ提出いたしております。
	争伤问	について」を説明いたします。資料は4ページです。 1番から3番は関連がありますので一括して説明いたします。 申請地は、榕城岳之田地区の土地4筆で、台帳原野及び宅地、現況地目宅地、面積2,544平米であります。 申請理由といたしましては、1番の土地を売買しようとしたところ、農用地区域からの除外が必要であることが判明し、隣接地も確認したところ、隣接地も除外が必要であることが判明したため、早急に手続を行おうとするものであります。 なお、既に宅地造成工事を行っておりますので、始末書を添付し農林水産課へ提出いたしております。 農地区分は、農業振興地域整備計画に指定されている農振農
	争伤问	について」を説明いたします。資料は4ページです。 1番から3番は関連がありますので一括して説明いたします。 申請地は、榕城岳之田地区の土地4筆で、台帳原野及び宅地、現況地目宅地、面積2,544平米であります。 申請理由といたしましては、1番の土地を売買しようとしたところ、農用地区域からの除外が必要であることが判明し、隣接地も確認したところ、隣接地も除外が必要であることが判明したため、早急に手続を行おうとするものであります。 なお、既に宅地造成工事を行っておりますので、始末書を添付し農林水産課へ提出いたしております。 農地区分は、農業振興地域整備計画に指定されている農振農用地区域内であります。
	争伤问	について」を説明いたします。資料は4ページです。 1番から3番は関連がありますので一括して説明いたします。 申請地は、榕城岳之田地区の土地4筆で、台帳原野及び宅地、現況地目宅地、面積2,544平米であります。 申請理由といたしましては、1番の土地を売買しようとしたところ、農用地区域からの除外が必要であることが判明したところ、隣接地も除外が必要であることが判明したため、早急に手続を行おうとするもので、始末書を添付し農林水産課へ提出いたしております。 農地区分は、農業振興地域整備計画に指定されている農振農用地区域内であります。 今回、農振農用地区域内から除外を行おうとするものです。
	争伤	について」を説明いたします。資料は4ページです。 1番から3番は関連がありますので一括して説明いたします。 申請地は、榕城岳之田地区の土地4筆で、台帳原野及び宅地、現況地目宅地、面積2,544平米であります。 申請理由といたしましては、1番の土地を売買しようとしたところ、農用地区域からの除外が必要であることが判明したところ、機接地も確認したところ、隣接地ものでありまが必要であります。 なお、既に宅地造成工事を行おうとするもので、始末書を添けし農林水産課へ提出いたしております。 農地区分は、農業振興地域整備計画に指定されている農振農用地区域内であります。 今回、農振農用地区域内から除外を行おうとするものです。以上で説明を終わります。委員の皆様の御審議のほどよろし
		について」を説明いたします。資料は4ページです。 1番から3番は関連がありますので一括して説明いたします。 申請地は、榕城岳之田地区の土地4筆で、台帳原野及び宅地、現況地目宅地、面積2,544平米であります。 申請理由といたしましては、1番の土地を売買しようとしたところ、農用地区域からの除外が必要であることが判明したころ、隣接地も除外が必要であることが判明したため、早急に手続を行おうとするものであります。 なお、既に宅地造成工事を行っておりますので、始末書を添付し農林水産課へ提出いたしております。 農地区分は、農業振興地域整備計画に指定されている農振農用地区域内であります。 今回、農振農用地区域内から除外を行おうとするものです。以上で説明を終わります。 委員の皆様の御審議のほどよろしくお願いをお願いいたします。
	養長	について」を説明いたします。資料は4ページです。 1番から3番は関連がありますので一括して説明いたします。 申請地は、榕城岳之田地区の土地4筆で、台帳原野及び宅地、現況地目宅地、面積2,544平米であります。 申請理由といたしましては、1番の土地を売買しようとしたところ、農用地区域からの除外が必要であることが判明したところ、隣接地も除外が必要であることが判明したとめ、早急に手続を行おうとするもので、始末書を添けし農林水産課へ提出いたします。 農地区分は、農業振興地域整備計画に指定されている農振農田地区域内であります。 今回、農振農用地区域内から除外を行おうとするものです。以上で説明を終わります。委員の皆様の御審議のほどよろしくお願いをお願いいたします。 ありがとうございました。
		について」を説明いたします。資料は4ページです。 1番から3番は関連がありますので一括して説明いたします。 申請地は、榕城岳之田地区の土地4筆で、台帳原野及び宅地、現況地目宅地、面積2,544平米であります。 申請理由といたしましては、1番の土地を売買しようとしたところ、農用地区域からの除外が必要であることが判明しため、早急に手続を行おうとするものでありまが当りませる。 なお、既に手続を行おうとするものであります。 なお、既に宅地造成工事を行っております。 なお、既に宅地造成工事を行っております。 は、農業振興地域整備計画に指定されている農振農田地区域内であります。 今回、農振農用地区域内から除外を行おうとするものです。 以上で説明を終わります。 会回、農振機のほどよろしくお願いをお願いいたします。 ありがとうございました。 ただいま事務局から説明がありました。
		について」を説明いたします。資料は4ページです。 1番から3番は関連がありますので一括して説明いたします。 申請地は、榕城岳之田地区の土地4筆で、台帳原野及び宅地、現況地目宅地、面積2,544平米であります。 申請理由といたしましては、1番の土地を売買しようとしたとといたしましては、1番の土地を売買しようとしたととろ、農用地区域からの除好が必要であることが判明したところ、隣接地も除外が必要であるます。 なお、既に手続を行おうとするものであります。なお、既に宅地造成工作におります。といる農大を行おうとするものです。と、農業振興地区域内であります。場別のと対したのよります。のは、農業によれている農大のとは、農業に関いたします。のは、とうございました。なりがとうございました。ただいま事務局から説明がありました。また、これについては、合同現地調査を行っております。調
		について」を説明いたします。資料は4ページです。 1番から3番は関連がありますのでも説明いたします。 申請地は、榕城岳之田地区の土地4筆で、台帳原野及び宅地、現地目宅地、面積2,544平米であります。 申請理由といたは、1番の土地を売買しようとしたとと、関連は、1を要であることがあることがある。といれば、1を要が必要でありませる。といり、対したの除接地ところ、といり、対したののでは、といり、対したがありませがあります。 とともいり、では、というとは、1をであります。 とというでは、というというでは、1をであります。 は、というでは、というというというというというというというというというというというというというと
		について」を説明いたします。資料は4ページです。 1番から3番は関連がありますのでも、 1番から3番は関連が出れて、台帳原野及び宅地、 現地目宅地、格城岳之田地区の土地4筆で、台帳原野及び宅地、 現地目宅地、自ましまります。 申請理由といたしますのの出地を売こともした。 ところ、では外がもります。とした。 とは地のの大きをであります。 とは地のの大きをであります。 とは地のの大きをであります。 とは地であります。 とは地でののは、のに、といるのは、ののは、ののは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは
		について」を説明いたします。資料は4ページです。 1番から3番は関連がありますのでもにして説明いたします。 申請地は、榕城岳之田地区の土地4筆で、台帳原野及び宅地、現況地目宅地、面積2,544平米のます。 申請理由といたしましては、1番の土地を売買しようとしたところ、農用地区域外がもいることが判明したところ、隣接地をするものでありまず。 接地したところ、隣接地をするもります。 なお、既に手続を行おうとするもります。なおに手続をでおます。は農業振工には要備計画に指定されている農振用地区域内であります。 とことを決したが、単急に手続を行おすます。 は、農業に変したがいまままたがは、農業に関いを対象のほどよろしたが、表別であります。 のは、農業のといいました。 なお願いをお願いたしたのといいます。 ないま事務局からは、の皆様の御審議のほどよろしくお願いをお願いたした。 ただいま事務局からは、の皆はのいます。 また、これには調査を行っております。 では調査を行っております。 をだいました。 ながいました。 ながいました。 ながいました。 ながいまがいました。 ながいまがいました。 ながいまがいました。 ながいまがいました。 ながいまがいました。 ながいまがいました。 ながいまがいます。調査を行っております。調査の皆さん、お疲れさまでした。 をだいまするした。
	議長	について」を説明いたします。資料は4ページです。 1番から3番は関連がありますので一括して説明いたします。 申請地は、榕城岳之田地区の土地4筆で、台帳原野及び宅地、現況地目宅地、面積2,544平米であります。 申請理由といたしました。 ところ、隣接地を売買しようとした。 ところ、隣接地もであることが判明したところ、隣接地もであることが判明したところ、隣接地のであります。 なお、取に手続な子のであります。 なお、既に手続な子のであります。 なお、既に実地造出いたします。 農地区分は、農業振り画に指定されている農振農田地区域内であります。 今回、農振農用地区域内から除外を行おうとするものでよります。 以上で説明を終わります。。 くお願いをお願いいたした。 ながいました。 なお願いをお願いいたした。 ただ、これについております。調査の皆さん、おをいては当番目の説明報告をお願いた。 また、これでは調査委員と続いて担当委員の説明報告をお願いします。 8番です。昨日、事務局2名、自分と10番委員、あと現地
	議長	について」を説明いたします。資料は4ページです。 1番から3番は関連がありますのでもにして説明いたします。 申請地は、榕城岳之田地区の土地4筆で、台帳原野及び宅地、現況地目宅地、面積2,544平米のます。 申請理由といたしましては、1番の土地を売買しようとしたところ、農用地区域外がもいることが判明したところ、隣接地をするものでありまず。 接地したところ、隣接地をするもります。 なお、既に手続を行おうとするもります。なおに手続をでおます。は農業振工には要備計画に指定されている農振用地区域内であります。 とことを決したが、単急に手続を行おすます。 は、農業に変したがいまままたがは、農業に関いを対象のほどよろしたが、表別であります。 のは、農業のといいました。 なお願いをお願いたしたのといいます。 ないま事務局からは、の皆様の御審議のほどよろしくお願いをお願いたした。 ただいま事務局からは、の皆はのいます。 また、これには調査を行っております。 では調査を行っております。 をだいました。 ながいました。 ながいました。 ながいました。 ながいまがいました。 ながいまがいました。 ながいまがいました。 ながいまがいました。 ながいまがいました。 ながいまがいました。 ながいまがいます。調査を行っております。調査の皆さん、お疲れさまでした。 をだいまするした。

		いました。
		現地は岳之田の焼酎工場の隣をずっと入った奥まったとこ
		ろにある道脇の土地で、1筆を4つの区画に分譲されており、
		1筆にはもう建物が建っております。
		先ほど事務局から説明がありましたとおり、本人たちも知ら
		なかったということでして、農振農用地区域の除外ということ
		で、農林水産課から農業委員会に意見を求められたということ
		でございます。
		あの周辺の農地にも何ら差しさわりのあることもなく、水路
		等も排水路等も完備されておりまして、何の問題もないという
		ことで意見の一致を見たところです。
		皆さんの御審議をよろしくお願いしたいと思います。
	5番委員	5番です。今委員長の報告したとおりであります。何ら支障
		はないと思います。
	議長	8番です。すみません。説明不足でした。
		スライドで道の脇の2筆が見えておりますが、奥の車が停ま
		っているところの向こうも資材置き場として、またその弁当屋
		さんの奥にも資材置き場として計4筆あります。
		下の1段目の方が、先ほど言われたように申請しようとした
		ところ、農用地区域内にあるということで、除外を求めるとい
		うことです。よろしくお願いします。
	議長	それではただいま調査委員長並びに担当委員から報告があり
		ました。
		ただいまの説明報告に対しまして皆さんのほうから何か質疑
	0. 巫子 早	等あれば挙手でお願いいたします。
	6番委員	すいません。6番です。建物が建って整地されているという
		ことでお伺いをしたんですけれども、この整地をする前、建物
		が建つ以前はどういう状況だったんでしょうか。畑のままだったんだろうか。
	8 番委員	8番です。聞くところでは以前より原野だったらしいです。
		農地ではなくて原野だったんで、特別問題ではないんですが、
		ただ農用地区域から除外する場合は、農業委員会に意見を求め
		ることとなっており、農業委員会は、許可云々ではなく、除外
		することに対して意見を求められたということです。
	 議長	よろしいでしょうか。ほかに。
	HX	(挙手無し)
	 議長	それでは、採決をいたします。「農業振興地域整備計画変更
	μ 1 χ Σζ	について」は、原案どおり承認することに賛成の方は挙手をお
		願いします。
		(全員举手)
	 議長	ありがとうございました。
	H32/ 2-C	全員の賛成ですので、本案は承認することに決定いたしまし
		た。
日程第5	議長	続きまして日程第5、議案第35号「非農地証明について」
議案第35号		を議題といたします。事務局議案説明をお願いします。
	事務局	日程第5、議案第35号「非農地証明願いについて」を説明
		いたします。資料は5ページです。
		1番です。安城平園地区です。台帳地目は畑ですが、昭和5
		2年頃から耕作せず、現在原野となっております。交付基準1
		(イ) に基づいた申請です。以上で説明を終わります。
	議長	ありがとうございました。
		本案につきましても、合同現地調査を行っておりますので、
I	I	

		調査委員長また担当委員のほうから順次、報告をお願いいたします。
	8番委員	8番です。昨日、合同調査を行いました。事務局2名、自分 と10番委員、あと現地にて9番委員と案内人で調査を行いま した。
		現地は、スライドのとおり、下の水田に面した奥のほうはほ とんど法面というようなところで、偶然通りかかった農家のお
		じさんの話ですと、昭和42年に土地改良をしたときに道ができて、その残地だということでした。 その時、登記したつもりでしたが、登記漏れがあったという
		ことで、現在の申請に至ったということです。 調査委員では、原野でということで意見の一致を見たところ
	9番委員	です。 皆さんの審議をよろしくお願いします。 9番です。調査委員長の報告どおりです。形もいびつですし、
	議長	広さも農地としては使用できないと考えます。以上です。 ありがとうございました。 ただいま、報告がありましたけれども、これに対して皆さん
		のほうから何か質疑、御意見等ありましたら挙手でお願いをい たします。
	** 片	(質疑無し)
	議長	無いようですので、議案第35号を採決いたします。 「非農地証明について」原案どおり承認することについて賛成の方は挙手をお願いします。
		(全員举手)
	議長	ありがとうございました。 全員の賛成ですので、本案は承認することに決定いたしました。
日程第6 議案第36号	議長	続きまして日程第6、議案第36号「荒廃農地の非農地判断 について」を議題とします。事務局議案の説明をお願いします。
	事務局	日程第6、議案第36号「荒廃農地の非農地判断について」です。 資料は6ページから16ページです。
		合計で215筆、合計面積266,300平米を提案させて 提案させていただいております。
		担当委員の報告では何番から何番まで現況地目は何であるかを1番の方から順に報告をお願いいたします。以上です。
	1番委員	1番です。1、2番山林、3、4原野、5、6、7、8、9、10、11、12、13、すべて山林となっております。以上です。
	2番委員	2番です。14、15原野、16から18山林、19から3 7まで原野です。以上です。
	3番委員	3番です。38、39原野、40から45まで原野、以上です。
	4 番委員 8 番委員	4番です。46番47番が山林です。すいません。46番が山林です。
	4 番委員	8番です。47番山林です。 4番です。続いて48、49、50が原野、51が山林、5
		2が畑、53、54が山林、55、56、57、58、59、60、61、62まで原野です。63が山林、64番が原野、65番が山林です。以上です。

5番委員	5番です。66原野です。
7番委員	7番です。1つだけで67番原野です。
5番委員	5番です。68番原野です。69が畑です。あとは70から
	次のページの84まで原野です。85畑です。86畑です。8
	7 原野です。
7番委員	7番です。88から102番まですべて原野です。
8番委員	8番です。103から108まで原野、109が山林、11
	0原野、111が畑、112から116までが原野、117は
	畑、118、119原野、120原野、121山林、122原
	野、123は畑、ここは、今、再生作業中で畑、124から1
	36までが原野、137が畑、138から142までが原野、
	143、144が田、145が原野、145から最後まで15
9番委員	4まで原野です。 9番です。155から172まで原野です。以上です。
9 笛安貝	9 金 じ 9 。 1 5 5 か 6 1 7 2 ま で 原 野 じ 9 。 以 上 じ 9 。
10番委員	10番です。173から176山林、177、178畑です。
	以上です。
11番委員	11番です。179から182まで全部原野です。
12番委員	12番です。183から198まで原野、199畑、200
	畑、201から204まで原野です。以上です。
13番委員	13番です。205番畑です。終わりです。
14番委員	1 4 番です。2 0 6 番が原野です。2 0 7 番 2 0 8 番が山林、
	209番が原野、210番211番が山林、212番から21
	5番までが原野でした。以上です。
議長	ありがとうございました。
	今、報告ありましたけれども、これについて皆さん何か質疑
	御意見のある方はいませんか。
推進委員	一覧表で所在の地番の欄と現況地目の欄が離れているので、
	非常に見づらく、記入ミスになりやすい。項目の順番を変えて
	見やすいようにしてほしい。
議長	あっちを見、こっちを見で間違えやすいちゅうことやな。
事務局	議長よろしいですか。様式の変更になりますので、事務局と
	しても委員の皆様方が見やすいような形で、次回は変更を検討
 	させていただきます。以上でございます。
議長	よろしいですか。
	ほかに。 (※エ加工)
	(挙手無し) 一切のような (本)
議長	無いようでしたら、議案第36号を採決いたします。
	「荒廃農地の非農地判断について」は、原案どおり、非農地として承認する方は挙手をお願いいたします。
	(全員挙手)
 議長	(王貝宇ナ/ ありがとうございました。
成以	このりがとうこさいました。それでは原案どおりということです。よろしくお願いしま
	す。ここは非農地として発出します。
	### ### ### ### ### ### ### ##########
議案第37号	たします。
磁采第57万	農業委員会法第31条、議事参与の制限ということで規定に
	よりまして議事に参与できない委員がいますので、議案第37
	号の「農用地利用集積に計画策定に係る意見について」のうち、
	所有権の移転、整理番号6番、続いて利用権の設定、整理番号
•	
	4を審議し、そのあと、利用権の設定の整理番号4を省くすべ
	4を審議し、そのあと、利用権の設定の整理番号4を省くすべてと所有権の移転の整理番号6を除くすべてを審議したいと考
	4 を審議し、そのあと、利用権の設定の整理番号4を省くすべてと所有権の移転の整理番号6を除くすべてを審議したいと考えます。

	あわせて私は退室をし、議長を職務代理に、任せたいと思い
	ます。御異議ございませんでしょうか。
	(異議なしの声)
議長	はい、それではよろしくお願いします。
会長職務	それでは農業委員会法第5条第5項の規定により会長の職務
代理	を代理し、議長を務めます。よろしくお願いいたします。
 議長	議事を続行しいたします。日程第7、議案第37号「農用地
	利用集積計画策定に係る意見について」の所有権の移転、整理
	番号6を審議します。
	事務局に議案説明を求めます。
5 番委員	5番です。それでは、35ページの、整理番号6について説
0 田 女 只	明をいたします。
	16日午前9時20分に譲受人と最適化推進委員と私が現地
	に集合し、対象農地を確認いたしました。
	対象農地はもともと譲受人が賃貸借契約を交わしており、ま
	だ契約期間が残っている農地であります。環境整備は行き届い
	ておりました。
	計画書の譲渡人に関する内容確認は、譲渡人の代行を請け負
	っている弁護士事務所の担当弁護士に電話を16日午後昼前に
	行いました。
	この価格については、鹿児島地方裁判所の許可を得た金額で、
	これより上も下もないということでありました。従いまして、
	許可相当と考えます。
	弁護士に電話した理由は、いろいろ確認のこともあったんで
	すが、金額が安かったので、直接電話をいたしました。以上で
	す。
議長	審議に入ります。ただいまの説明報告に対して質疑意見等は
	(質疑無し)
議長	無いようですので、「農用地利用集積計画策定に係る意見に
	ついて」の所有権の移転整理番号6号を採決いたします。
	原案どおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	全会一致ですので、本案は承認することに決定いたしました。
議長	ここで4番委員の入室を許可します。
	以上で私の職務を終わります。委員各位の御協力に感謝申し
	上げます。ありがとうございました。
	(4番委員入室、議長交代)
議長	次の「農用地利用集積計画策定に係る意見について」の利用
	権の設定、整理番号4の審議の前に、先ほど一緒です。農業委員の制度の表現である。
	員会法第31条議事参与の制限の規定により、8番委員の退室
	を求めます。 (0元 天 号 月 中)
举 巨	(8番委員退室) フトでは「黒田川利田佐建計画祭堂に成て帝日にのいて」の
議長	それでは「農用地利用集積計画策定に係る意見について」の利用性の記字整理委員(お客業)なります。東窓屋の説明は終
	利用権の設定整理番号4を審議いたします。事務局の説明は終わっていますので、相当委員の想告なお願いします。
12番委員	わっていますので、担当委員の報告をお願いします。
14留安貝	12番です。整理番号4について報告します。
	12月15日1時30分、借り人及び推進委員立ち会いのも
	と、現地の確認をいたしました。 借り人は、認定農業者の方で機械、労力、経営、技術ともに
	旧ッ八は、祕足辰未有の刀(惙慨、カ川、経呂、抆悧ともに

	申し分なく、また、以前から借りていて、今回更新となってい
	ます。 貸し人の方には電話で確認をとりました。双方確認の結果、
	申請書どおり間違いないということです。よろしくお願いいた
	します。
議長	ありがとうございました。
	ただいまの説明報告に対しまして、皆さんのほうから何か質
	疑御意見ございましたら挙手でお願いをいたします。
 議長	(質疑無し) それでは無いようですので、「農用地利用集積計画策に策定
HIX IX	に係る意見について」の利用権の設定、整理番号4を採決いた
	します。原案どおり承認することに賛成の委員の方は挙手をお
	願いいたします。
	(全員挙手)
議長	ありがとうございました。
	全会一致で本案は承認することに決定いたしました。ここで 8番委員の入室を認めます。
	(8番委員入室)
議長	
	の利用権の設定、整理番号4号除くすべてと所有権の移転、整
	理番号6を除くすべてを審議いたします。それでは担当委員の
	説明を順次お願いいたします。
5番委員	5番です。整理番号1番について説明をいたします。 16日午前8時30分に借り人と担当農地利用最適化推進
	10日午前8時30分に借り入と担ヨ展地利用最適化推進 委員と私が現地に集合し、対象農地を確認いたしました。
	借り人の許可を得て、畑2筆ともえん麦とイタリアンが撒か
	れておりました。畑の周囲もきれいに整理されておりました。
	賃借料等は借り人宅を今日でございましたが、9時半に家に行
	き、計画書のとおりであることを確認いたしました。したがっ
	て許可相当と考えます。 続きまして整理番号2について、説明いたします。
	16日午前8時に、借り人と担当農地利用最適化推進委員が
	現地に集合し、対象農地を確認いたしました。
	借り人は、生産法人でサトウキビ、でん粉甘藷の2品目を耕
	作し、農地面積を30町までを基本的な経営規模にしたいとい
	うことで拡大を図っているところであります。対象農地2筆に
	は春植えのサトウキビを新植する計画とのことでありました。 賃借料等は今日午前10時頃でしたが、借り人宅にて計画書
	の内容を家で確認いたしました。従いまして許可相当と考えま
	す。以上です。
7番委員	7番です。整理番号3について。説明いたします。
	12月15日に借り人立ち会いのもと、現地調査を行いまし
	た。
	│ この案件は10月の定例会において、あっせんで出ていた土 │ 地です。
	~~ です。 貸し人は借り人と同じ集落の人です。
	貸し人は、農業やめるということで、9月に申請をしたよう
	です。あっせんにより、借り人は「借りたい」ということで、
	今回の申請になったようです。
	│ 借り人は勤め人ですが、畜産で和牛を飼っています。畑には 牧草を作付けする予定だそうでございます。親から畜産業を継
	牧草を作りけするアルにてりじこさいより。親から歯座業を極 いでいますので、機械等も一式そろっており、技術的にも何ら
I	

問題はありません。 双方に何度も面談し確認をとっております。許可相当と考え ます。以上です。 12番委員 12番です。5番6番について報告します。借り人が同じで すのでまとめて説明します。 15日午前7時15分に借り人及び推進委員立ち会いのも と、現地の確認をいたしました。 借り人はサトウキビを中心とした農業生産法人の方で、機 械、労力、経営、技術力ともに十分で、この4筆にもサトウキ ビを作付けするということでした。 貸し人の方とは電話で確認をとりました。申請書どおり間違 いないということです。 双方確認の結果、許可相当だと考えます。 続き続いて、7番8番について報告します。これも借り人が 同じですのでまとめて説明いたします。 15日、午前7時30分借り人及び推進委員立ち会いのもと 現地確認をしました。 借り人は花卉・球根を栽培している農業生産法人の方です。 2筆になっていますが、現況は、1枚の畑になっています。 間違いました。番号を間違いました。 最初のが7番8番で、今説明しているのが5番と6番です。 借り人は花卉・球根を栽培している農業生産の生産法人の方 です。2筆になっていましたが、現況は、1枚の畑になってい フリージアの球根を作付けするということでした。貸し人の 方には電話で確認をとりました。 申請書どおり間違いないということです。 許可相当だと考えます。よろしくお願いします。すみません 間違えました。 13番委員 13番です。番号9番について説明いたします。 17日、借り人立ち会いのもと現地調査を行いました。この 物件は、先月あっせん申し出で出た物件でございます。 既にもう整地はなされておりました。 貸し人は、土地持ち非農家の方でございます。電話にて確認 を取ってあります。 借り人は、7番8番の方と同じで、共同経営する法人の方で す。この畑にはサトウキビを来年の春に植えつけたいとのこと でございます。 借地料は無償となっております。 ほか、申請どおり間違いないと思います。以上です。 4番委員 4番です。所有権移転の整理番号1番について報告します。 12月15日15時より推進委員と一緒に現地を確認しま した。 このとき譲受人が畜産の会議があって来れないということ でした。 譲受人と譲渡人は親子の関係ですので、父親の譲渡人に連絡 をしまして、立ち会いをしていただきました。息子さんのほう には電話で確認をしております。 譲受人は、たばこの耕作と和牛を生産している農家でありま す。認定農家で一生懸命頑張っているところでございます。 また、3筆中1筆の畑には、ハウスがありまして、そこでで ん粉原料用甘藷また青果用イモのから床をしている畑で、確認

をしたときにはきれいに片づけもなされており、耕転作業も終

了しておりました。

また、あと2筆の田んぼのほうは、収穫終了後、耕転作業を して、きれいにロータリー耕をしておりました。

土手の草も、ちゃんと払っておりまして非常に良い印象を受けたところでございます。後ほど皆さん審議のほうよろしくお願いします。

2番委員

2番です。整理番号2、3は隣り合わせの田んぼであり、譲 受人も一緒ですので合わせて報告します。

12月17日朝8時、譲受人立ち会いのもと現地調査を行いました。

譲受人は、水稲、畜産を営む現和校区在住の認定農家です。 整理番号2は、9月の総会で出たあっせんの田んぼです。整 理番号3は、その隣でB判定の田です。

9月に整理番号の田を譲受人と見に行った際、整理番号3の田も一緒に購入し、「遊休農地解消事業を使って作ってくれないか。」とお願いをし、譲渡人と相談し、今回の申請となりました。

譲受人は、農業機械についても一式そろっており、経営、技術においても何ら申し分ありません。

譲渡人2人とは電話にて確認しています。

双方確認の結果、許可相当と考えます。

整理番号4です。

12月17日朝10時、譲受人立会いのもと、現地調査を行いました。

譲受人は、安納イモ、ジャガイモ、スナップエンドウを作付けする現和校区在住の認定農家です。

譲渡人は高齢で、老人ホームにいらっしゃいます。

10月29日、鹿児島在住の息子さんより、現和にある田畑を処分したいとの相談があり、検討の結果、親族である譲受人への無償贈与と決まり、今回の申請となりました。

田には水稲、畑には安納イモを植えたいとのことでした。

農業機械についても一式そろっており、経営、技術において も何ら申し分ありません。

譲渡人の息子さんと電話で確認しています。

双方確認の結果、許可相当等考えます。

整理番号5です。

12月18日朝8時譲渡人立会いのもと、現地調査を行いました。

譲受人は、安納イモ、スナップエンドウを作付けする現和校 区在住で4年目の認定新規就農者です。

譲渡人、譲受人は、親子関係にあり、以前の貸借の契約を解 約し、今回の申請となりました。

2枚の畑は、安納イモの収穫が終わったところでした。来年 も安納イモを植えたいとのことです。もう1枚の畑は、ビニー ルハウス4棟でスナップエンドウを育てていました。

農業機械については、親父の機械を借りてやっており、経営 技術においても何ら申し分ありません。

譲渡人とは直接確認しています。

双方確認の結果、許可相当と考えます。以上です。

7番委員

7番です。整理番号7について報告いたします。

12月15日譲受人立会いのもと、現地調査を行いました。この土地は、10月の定例会であっせんの申し出が出ていたものです。

1	I and the same and the same of
	譲渡人と譲受人は同じ集落の人です。先ほど利用権設定で報
	告した人と双方同一人物です。
	譲渡人は、農業をやめるということで9月に申請をしたよう
	です。
	() : : : : : : : : : : : : : : : : : :
	ということで、今回の話がまとまりました。
	機械等もそろっており、何ら問題ないと思います。
	なお、譲渡人は何度も面談をして確認をとっております。
	以上、許可相当と考えます。よろしくお願いします。
11番委員	11番です。整理番号8番について説明します。
	15日、譲受人、推進委員の3名で、現地調査を行いました。
	譲渡人は、譲受人のおじに当たり、兵庫県に30年以上居住
	する不在地主です。
	譲受人はこの間、この申請地を管理してきております。
	譲渡人も高齢になり、この申請地を贈与して所有権を移転し
	たいということでこの申請になりました。
	譲渡人とは電話で確認をしました。
	譲受人は、でん粉イモ、米を耕作する担い手農家であります。
	この資料の50ページに出ています農地の6段目から8段
	目の3筆は現在、牧草畑で貸しております。
	ほかの畑は、耕作できる状況になっており、でん粉用イモの
	種イモを植えるとのことでした。
	農機具もそろっており、許可相当と思います。
	審議をお願いします。
議長	ありがとうございました。
	それでは、ただいまから審議に入ります。ただいまの説明報
	告に対しまして皆さんのほうから何か質疑御意見等ございまし
	たら挙手でお願いいたします。
-32.	(質疑無し)
議長	無いようですので、「農用地利用集積計画策定に係る意見に
	ついて」の利用権の設定、整理番号4を除くすべてと所有権の
	移転、整理番号6を除くすべてを採決いたします。
	原案どおり承認することについて賛成の委員の挙手をお願
	いします。
	(全員举手)
議長	ありがとうございました。
成 又	•
	全会一致ですので、本案は承認することに決定いたしました。
4 7 0 11	以上をもちまして、本日の議案審議を終了いたします。
4. その他 会長	次は、その他であります。事務局のほうから何か。
事務局	(1月のスケジュールについて、資料により説明)
会長	事務局から以上でございます。
	皆様から何かございますか。
5. 閉 会 事務局長	ないようですので、12月の農業委員会定例総会を終了いた
	します。皆さんお疲れさまでした。
	16 時 02 分閉会

16 時 02 分閉会

西之表市農業委員会会議規程第10条の規定により署名する。

令和 年 月 日

西之表市農業委員会	会 長	EI
西之表市農業委員会	10 番委員	ED
西之表市農業委員会	11 番委員	(EII)